

平成28年5月20日

報道関係者各位

学生アルバイトの労働条件確保に向けた取組みの推進について

全国社会保険労務士会連合会(会長:大西健造)は、厚生労働省による学生アルバイ トの労働条件の確保に向けた取組みに合わせて、都道府県社会保険労務士会と連携し、以 下の取組みを推進することといたしました。

取組みの概要

1. 全国での「無料相談」対応の推進

47都道府県社会保険労務士会が運営する総合労働相談所及び連合会に設置した 職場のトラブル相談ダイヤルにおいて、重点的に、アルバイトの労働条件をめぐるト ラブル等、学生からの相談に無料で対応します。

参考:連合会HP (職場のトラブル相談ダイヤル) http://www.shakaihokenroumushi.jp/Portals/0/resources/adr/

2. 労働法教育など、学校教育への協力の推進

これまでにも多数の実績を有する都道府県社会保険労務士 会による「出前授業」等において、学生アルバイトが知ってお くべき「働くルール」を交えて、その適正な労働条件の確保に 資するよう内容を工夫するなど、要請に応じて、学生アルバイ トの労働条件確保に向けた取組みの一環として「出前授業」等



講師は労働社会保険諸法令に関する唯一の国家資格者であ「知っておきたい働くときの基礎知識」 る社会保険労務士が担います。

参考:連合会HP(学校教育への協力) http://www.shakaihokenroumushi.jp/organization/tabid/261/Default.aspx

3. 事業主への制度周知の推進

の実施を推進します。

学生アルバイトが多い業界を中心に、社会保険労務士を通じて、労働法制に関する 事業主の理解が深まるよう周知を図ってまいります。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

全国社会保険労務士会連合会 業務部広報課(担当:戸崎・稲垣・野田) TEL: 03-6225-5013 E-Mail: publicity@shakaihokenroumushi.jp

URL: www. shakaihokenroumushi. jp